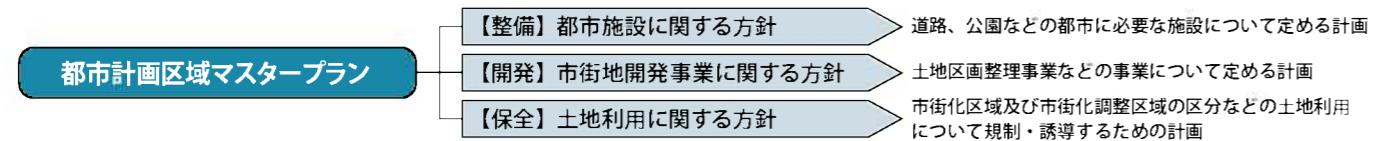


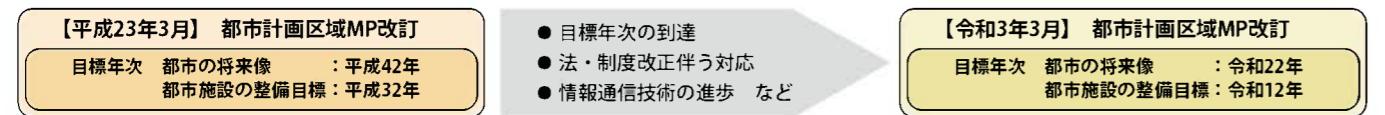
## 1 都市計画区域マスタープランの改訂

都市計画区域マスタープランとは、長期的な都市の将来像を明確にするため、都市計画区域における整備、開発及び保全の方針について定めるものです。

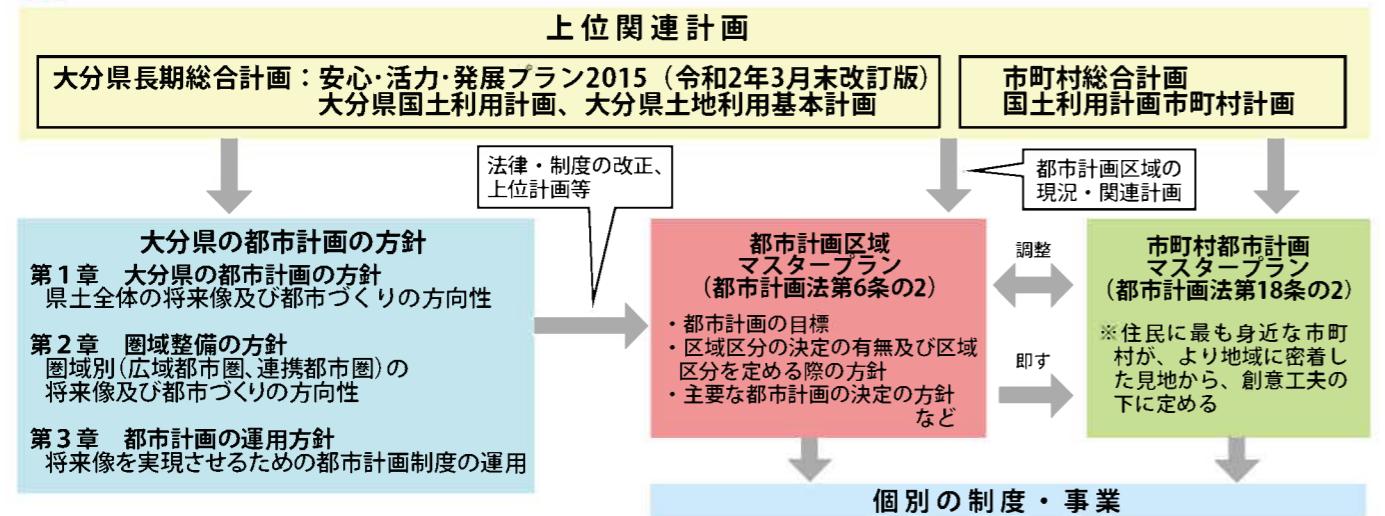


大分県では、平成16年3月に都市計画区域マスタープランを策定しましたが、都市施設の整備目標年次の到達、市町村合併等による変化を背景に、すべての都市計画区域マスタープランを見直し平成23年3月に改訂しました。その後、おおよそ10年後の目標年次に到達したことを受け、社会経済情勢の変化や新たな法・制度改正に伴って、令和3年3月に改訂する予定です。

今回の区域マスタープランは、令和2年を基準年として「都市の将来像」に関する目標年次を概ね20年後の令和22年、「都市施設の整備目標」等に関する目標年次は令和12年としています。



## 2 都市計画区域マスタープランの位置付けと役割



## 3 本県の目指すべき将来の都市像

### 基本方向1 都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり 【都市構造】

- ▶都市機能等を中心部や生活拠点に集約し、市街地の拡大を抑制するとともに、誰もが必要なサービスを身近に享受することができる都市構造の実現を図ります。
- ▶拠点間や拠点と居住地域において、公共交通の確保・維持や新たな交通システムの導入等により、歩行者・自転車も安全で快適に移動できる都市づくりを目指します。
- ▶集約化を図るべき地域では土地利用の高度化などを図るとともに、集約化する地域の外側では公共サービスのあり方、農地や自然環境の再生を検討します。
- ▶すでに市街地を形成している地域においては、官・民が保有する様々な既存ストックの総合的な有効活用を図り、より効果的・効率的な都市づくりを進めます。

### 基本方向2 地域の魅力が向上し、人や仕事であふれる都市づくり 【地方創生】

- ▶既存企業の事業拡大や新規成長産業分野の企業の進出を支援するため、企業ニーズに的確に対応できる立地環境の整備を促進します。
- ▶観光地間のネットワーク強化や二次交通の整備による受入体制の整備促進など、観光客をもてなす都市づくりを促進します。
- ▶地域の個性や固有の魅力の向上を図り、活力と魅力にあふれ、暮らす人にも訪れる人にも快適な都市づくりを進めます。
- ▶県や市町がそれぞれの役割分担のもとで連携・協調して、地域活力や地域間競争力の向上を目指した都市づくりを進めます。

### 基本方向3 安全で安心して暮らせる都市づくり 【安全安心】

- ▶土地利用のあり方の検討や、増大する災害に対応した諸機能の分散配置やバックアップの整備など、総合的な災害対策と都市防災機能の強化を図ります。
- ▶災害に関する様々な防災情報を整理するとともに、事前復興等の取組にも活用します。
- ▶都市基盤の整備やバリアフリー、ユニバーサルデザイン化などにより、すべてのひとが安心・安全に住める都市づくりを進めます。

### 基本方向4 歴史・文化資源の保全と美しい景観形成を図り、自然環境と共生する魅力ある都市づくり 【環境】

- ▶地域特有の歴史・文化資源等を保全するとともに、景観形成や都市空間等の創出を図り、美しい県土を次世代に継承する都市づくりを進めます。
- ▶グリーンインフラなどの取組などを進めるとともに、自然景観を活かした市街地を形成するなど、自然と共生した都市づくりを推進します。

### 基本方向5 私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり 【地域主体】

- ▶多様な主体が協働を推進しながら、民間主体のエリアマネジメント等を活用し、地域が自ら運営・調整・管理できる都市づくりを目指します。

《将来都市づくりのテーマ》  
つな  
さち  
『地域の豊かな個性を繋ぎ自然と都市の幸が湧き出る、おんせん県おおいたの都市づくり』



# 杵築都市建設設計画区域マスタープランの概要

## 都市づくりの基本理念

良好な歴史遺産や海岸線などの自然環境を活かし特色とゆとりある生活都市の形成を目指します。また、杵築駅周辺や杵築インターチェンジ周辺などに都市機能や居住が集積し、拠点と地域が公共交通機関等により連携したコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造の実現を目指します。

## 基本方向1 都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり

### 【都市構造】

#### コンパクト・プラス・ネットワーク

- 中心市街地である杵築地区及び公共交通の結節点である八坂地区を中心拠点とします。
- 持続可能な都市づくりに向けて、中心拠点へ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の集約化を促し、郊外部への市街地の拡大抑制を基本に、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指します。

#### 公共交通

- 駅と中心部を結ぶ道路網の整備を図るとともに、駅周辺の拠点性の強化を図ります。
- バスについては、路線バス及びコミュニティバスなどの確保・維持に努めるとともに、異なる交通モードの乗り継ぎの円滑化、それに伴う公共交通の利用促進を図ります。
- 情報通信技術を活用した交通マネジメントなどの新たな公共交通システムの導入について、関係機関と連携して検討を進めます。



杵築バスターミナル

#### 道路

- 特に優先的に整備、事業化をする路線は、2路線あります。（宗近魚町線、三川据場線）
- 長期間整備が進められていない錦城下司線については、特に優先的に計画の見直しを検討します。

#### 土地利用

- 杵築駅周辺は杵築市にふさわしい都市機能の集積を図るため、用途地域の指定を検討します。
- 主要地方道大田杵築線（3・4・7田平北浜線）と県道藤原杵築線（3・4・7田平北浜線）の沿道などに用途地域の指定を検討します。
- 杵築地区や八坂地区などの拠点周辺では、土地利用の高度化や既存ストックの有効活用を図り、公共施設等の集約及び立地促進に努めます。また、空き家などの多様な活用を推進します。

## 基本方向2 地域の魅力が向上し人や仕事であふれる都市づくり

### 【地方創生】

#### 観光振興・インバウンド対応

- 杵築城周辺から伝統的建造物群保存地区に指定された「北台・南台地区」、杵築市役所周辺に至る一帯を観光・交流拠点とし、歴史的な町並みを保全しつつ、観光資源の掘り起こしや賑わい創出を図ります。



訪日外国人との交流の様子

#### 企業誘致・産業振興

- 杵築インターチェンジ周辺や原南工業団地周辺を産業機能集積拠点とします。
- 産業機能集積拠点では、ハイテク産業を中心とした工業生産性の向上を図ります。

#### 市街地開発

- 農地や未利用地が介在し、用途地域内において都市基盤が不十分で未利用地が介在している地区については、居住を誘導するに相応しい地域であれば、計画的に良好な居住環境の維持・形成のための手法を検討します。

## 基本方向3

## 安全で安心して暮らせる都市づくり

## 【安全安心】

#### 防災

- 八坂川、高山川は特に優先的に整備を進め、治水・親水機能を兼ね備えた河川環境整備を図ります。
- 緊急輸送道路など災害時にその機能の維持が必要な道路については、防災対策を推進します。
- 土砂災害や市街地の沿岸部における津波などの災害リスクの高い地域においては、ハード・ソフト両面の対応と併せて、都市機能や居住等、各種施設の立地の抑制も検討し、適切な土地利用を図りつつ都市の防災性向上に努めます。



防災訓練の様子

#### バリアフリー・ユニバーサルデザイン

- 住宅地の幹線道路などでは、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備などに努めます。

## 基本方向4 歴史・文化資源の保全と美しい景観形成を図り、自然環境と共生する魅力ある都市づくり

## 【環境】

#### 景観・自然環境

- 奈多、狩宿などの海岸線は良好な景観を有しており、これらを保全・活用します。
- 北台、南台地区は重要伝統的建造物群保存地区に指定されており、観光資源として、これらを保全・活用します。
- 市街地内の貴重な樹林地である南杵築地区の社寺林は、特別緑地保全地区への指定を検討し、その永続性を図ります。また、国東半島県立自然公園に指定されている良好な海岸線などについては、風致地区などの指定を検討し、良好な樹林地の維持存続に努めます。



北台、南台地区のまちなみ

#### 公園

- 長期間整備が進められていない公園については、必要に応じ計画の見直しを検討します。奈多公園、住吉公園は特に優先的に計画内容の見直しを行います。
- 公募設置管理制度（Park-PFI）の活用等により、民間の資金、技術、経験などを活かした魅力ある公園づくりについて検討します。

#### 農地

- 杵築や南杵築等の市街地においては、宅地と農地の混在が生じており、市街地内の農地を積極的に保全し田園集落的な住環境を保全するため、田園住居地域の指定など用途地域の変更を検討します。
- 市街地内の農地は、景観・環境・交流等の機能を持つ身近な緑地として、必要に応じて保全に努めます。

## 基本方向5 私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり

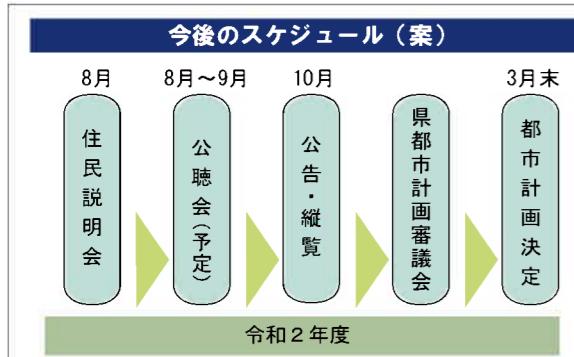
## 【地域主体】

#### 官民連携のまちづくり

- 計画内容とその進捗状況については、県・市・住民による「都市（まち）づくり懇談会」等において定期的に意見交換を行い、継続的に計画内容を改善していきます。
- 行政主体のまちづくりからの転換を図り、様々な主体が主役となり、自分達の地域の資源を活用し、地域の価値を高めるエリアマネジメントを推進します。



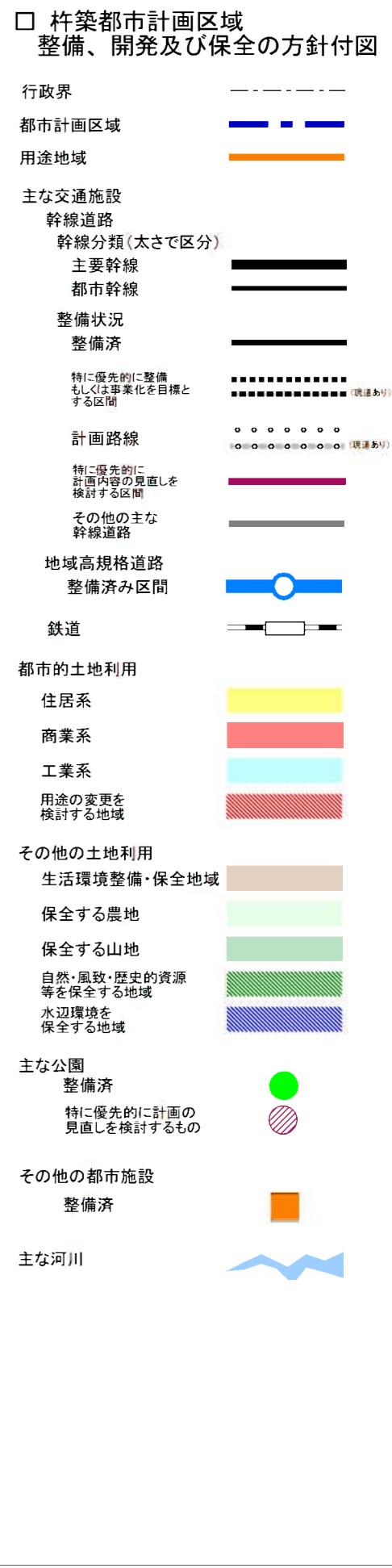
ワークショップの様子



**都市計画区域マスタープランに関する連絡先**

大分県土木建築部 都市・まちづくり推進課 都市計画班  
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号  
Tel 097-506-4659（直通）  
Fax 097-506-1778  
電子メール: a17500@pref.oita.lg.jp  
ホームページ: <http://www.pref.oita.jp/site/master-plan/masterplan.html>

杵築市 企画財政課  
〒873-0001 杵築市大字杵築377番地1  
Tel 0978-62-1803（直通）  
Fax 0978-62-3293  
ホームページ: <https://www.city.kitsuki.lg.jp/soshiki/1/kikakuisei/indexhtml>



※道路は原則として幅員8m以上の幹線道路で、表中の（ ）内は道路法上の路線名を標示している。公園は原則として総合公園、運動公園など都市基幹公園を標示している。